

平成28年 No.25

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程等の一部を改正する規程
東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会大学院説明会実施部会要項等の一部を
改正する要項

改正理由

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め（平成20年3月28日制定）の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

副学長の職務分担に関する名称変更に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理する。

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成28年 5 月 9 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成28年規程第18号

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程（平成20年規程第 3 号）
- (2) 東京学芸大学教職大学院運営規程（平成20年規程第26号）
- (3) 東京学芸大学教務委員会規程（平成22年規程第 9 号）
- (4) 東京学芸大学全学教室主任会規程（平成20年規程第 2 号）
- (5) 東京学芸大学学部入試委員会規程（昭和41年規程第18号）
- (6) 東京学芸大学入試情報委員会規程（平成20年規程第 4 号）

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会大学院説明会実施部会要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成28年5月9日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会大学院説明会実施部会要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会大学院説明会実施部会要項
(平成20年4月2日制定)
- (2) 東京学芸大学パッケージ型支援プロジェクト要項 (平成27年3月31日制定)
- (3) 東京学芸大学教室主任会大学説明会実施部会要項 (平成20年4月2日制定)
- (4) 東京学芸大学教務委員会改訂カリキュラム実施運営部会要項 (平成27年4月9日制定)
- (5) 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会入試部会要項 (平成20年4月2日制定)

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め（平成20年3月28日制定）の改正に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>修士課程</u>を所掌する副学長</p> <p>(2) <u>教職大学院</u>を所掌する副学長</p> <p>(3) 学系長</p> <p>(4) 専攻代表</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は，平成28年5月9日から施行し，平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>教育</u>を所掌する副学長</p> <p>(2) <u>学生</u>を所掌する副学長</p> <p>(3) 学系長</p> <p>(4) 専攻代表</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学教職大学院運営規程の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め（平成20年3月28日制定）の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(教職大学院長等)</p> <p>第5条 教職大学院に教職大学院長を置き、<u>学長が指名する</u>副学長をもって充てる。</p> <p>2 教職大学院長は、教職大学院を統括する。</p> <p>3 教職大学院に教職大学院副院長（以下「副院長」という。）を置く。</p> <p>4 副院長は、教職大学院長を補佐し、教職大学院長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成28年5月9日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(教職大学院長等)</p> <p>第5条 教職大学院に教職大学院長を置き、<u>大学院を所掌する</u>副学長をもって充てる。</p> <p>2 教職大学院長は、教職大学院を統括する。</p> <p>3 教職大学院に教職大学院副院長（以下「副院長」という。）を置く。</p> <p>4 副院長は、教職大学院長を補佐し、教職大学院長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学教務委員会規程の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め（平成20年3月28日制定）の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名</p> <p>(2) <u>学士課程</u>を所掌する副学長が委嘱する者 若干名</p> <p>(3) 学務課長</p> <p>(4) 学生課長</p> <p>〔省略〕</p> <p>(委員長等)</p> <p>第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第4条第1号及び第2号の委員のうちから<u>学士課程</u>を所掌する副学長が指名する。</p> <p>2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</p> <p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(委員以外の者の出席)</p> <p>第8条 <u>学士課程</u>を所掌する副学長は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成28年5月9日から施行し、平成28年4月1日から適用する</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名</p> <p>(2) <u>教育</u>を所掌する副学長が委嘱する者 若干名</p> <p>(3) 学務課長</p> <p>(4) 学生課長</p> <p>〔省略〕</p> <p>(委員長等)</p> <p>第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第4条第1号及び第2号の委員のうちから<u>教育</u>を所掌する副学長が指名する。</p> <p>2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</p> <p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(委員以外の者の出席)</p> <p>第8条 <u>教育</u>を所掌する副学長は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べる ことができる。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学全学教室主任会規程の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め（平成20年3月28日制定）の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 全学教室主任会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) <u>学士課程</u>を所掌する副学長(2) 学生を所掌する副学長(3) 学系長(4) 教室主任(5) 特別支援教育特別専攻科主任 <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成28年5月9日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 全学教室主任会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) <u>教育</u>を所掌する副学長(2) 学生を所掌する副学長(3) 学系長(4) 教室主任(5) 特別支援教育特別専攻科主任 <p>[省略]</p>

東京学芸大学学部入試委員会規程の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め（平成20年3月28日制定）の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p data-bbox="280 411 353 443">〔省略〕</p> <p data-bbox="230 507 353 539">(委員長等)</p> <p data-bbox="185 555 1104 635">第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第4条第1号の委員のうちから<u>学</u> <u>士課程</u>を所掌する副学長が指名する。</p> <p data-bbox="280 699 353 730">〔省略〕</p> <p data-bbox="264 798 353 829"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="208 845 1081 925"><u>この規程は、平成28年5月9日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p data-bbox="1243 411 1317 443">〔省略〕</p> <p data-bbox="1187 507 1310 539">(委員長等)</p> <p data-bbox="1142 555 2060 635">第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第4条第1号の委員のうちから<u>入</u> <u>試</u>を所掌する副学長が指名する。</p> <p data-bbox="1243 699 1317 730">〔省略〕</p>

東京学芸大学入試情報委員会規程の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め（平成20年3月28日制定）の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p data-bbox="280 406 353 438">〔省略〕</p> <p data-bbox="228 502 353 534">(委員長等)</p> <p data-bbox="185 550 1104 630">第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第5条第1号の委員のうちから<u>学</u> <u>士課程</u>を所掌する副学長が指名する。</p> <p data-bbox="280 694 353 726">〔省略〕</p> <p data-bbox="257 790 353 821"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="212 837 1081 917"><u>この規程は、平成28年5月9日から施行し、平成28年4月1日から適用す</u> <u>る。</u></p>	<p data-bbox="1243 406 1317 438">〔省略〕</p> <p data-bbox="1191 502 1317 534">(委員長等)</p> <p data-bbox="1149 550 2067 630">第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第5条第1号の委員のうちから<u>入</u> <u>試</u>を所掌する副学長が指名する。</p> <p data-bbox="1243 694 1317 726">〔省略〕</p>

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会大学院説明会実施部会要項の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め（平成20年3月28日制定）の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 部会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>修士課程を所掌する副学長及び教職大学院を所掌する副学長</u></p> <p>(2) 大学院教育学研究科運営委員会委員 4名</p> <p>(3) 第6条第1項の部会長が委嘱する者 若干名</p> <p>(4) 広報企画課長</p> <p>〔省略〕</p> <p>(部会長等)</p> <p>第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第4条第2号の委員のうちから<u>修士課程を所掌する副学長が指名し、副部会長は部会長が指名する。</u></p> <p>2 部会長は、部会を招集し、議長となる。</p> <p>3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成28年5月9日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 部会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>大学院を所掌する副学長</u></p> <p>(2) 大学院教育学研究科運営委員会委員 4名</p> <p>(3) 第6条第1項の部会長が委嘱する者 若干名</p> <p>(4) 広報企画課長</p> <p>〔省略〕</p> <p>(部会長等)</p> <p>第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第4条第2号の委員のうちから<u>大学院を所掌する副学長が指名し、副部会長は部会長が指名する。</u></p> <p>2 部会長は、部会を招集し、議長となる。</p> <p>3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学パッケージ型支援プロジェクト要項の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め（平成20年3月28日制定）の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 プロジェクトは、次に掲げるメンバーで組織する。</p> <p>(1) <u>学長が指名する</u>副学長</p> <p>(2) 附属学校運営参事</p> <p>(3) 児童・生徒支援連携センター長</p> <p>(4) 専任教員</p> <p>(5) 専門研究員</p> <p>(6) プロジェクト担当課長</p> <p>(7) その他学長が委嘱する者 若干名</p> <p>2 プロジェクトに主査及び副主査を置き、主査は<u>学長が指名する</u>副学長をもって充て、副主査は主査が指名する。</p> <p>3 主査は、プロジェクトの業務を統括する。</p> <p>4 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成28年5月9日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 プロジェクトは、次に掲げるメンバーで組織する。</p> <p>(1) <u>附属学校を所掌する</u>副学長</p> <p>(2) 附属学校運営参事</p> <p>(3) 児童・生徒支援連携センター長</p> <p>(4) 専任教員</p> <p>(5) 専門研究員</p> <p>(6) プロジェクト担当課長</p> <p>(7) その他学長が委嘱する者 若干名</p> <p>2 プロジェクトに主査及び副主査を置き、主査は<u>附属学校を所掌する</u>副学長をもって充て、副主査は主査が指名する。</p> <p>3 主査は、プロジェクトの業務を統括する。</p> <p>4 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学教室主任会大学説明会実施部会要項の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め（平成20年3月28日制定）の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>東京学芸大学<u>全学</u>教室主任会大学説明会実施部会要項</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 東京学芸大学<u>全学</u>教室主任会規程（平成20年規程第2号）第8条第1項及び第3項の規定に基づき、<u>全学</u>教室主任会に、大学説明会実施部会（以下「部会」という。）を置く。</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 部会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>学士課程</u>を所掌する副学長</p> <p>(2) <u>全学</u>教室主任会委員 4名</p> <p>(3) 第6条第1項の部会長が委嘱する者 若干名</p> <p>(4) 広報企画課長</p> <p>[省略]</p> <p>(報告)</p> <p>第7条 部会長は、必要に応じて、部会が行った業務を<u>全学</u>教室主任会に報告するものとする。</p> <p>[省略]</p>	<p>東京学芸大学教室主任会大学説明会実施部会要項</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 東京学芸大学教室主任会規程（平成20年規程第2号）第8条第1項及び第3項の規定に基づき、<u>教室主任会</u>に、大学説明会実施部会（以下「部会」という。）を置く。</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 部会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>教育</u>を所掌する副学長</p> <p>(2) <u>教室主任会</u>委員 4名</p> <p>(3) 第6条第1項の部会長が委嘱する者 若干名</p> <p>(4) 広報企画課長</p> <p>[省略]</p> <p>(報告)</p> <p>第7条 部会長は、必要に応じて、部会が行った業務を<u>教室主任会</u>に報告するものとする。</p> <p>[省略]</p>

附 則

この要項は、平成28年5月9日から施行し、第4条第1項1号の改正については、平成28年4月1日から適用し、その他の改正については、平成27年4月1日から適用する。

東京学芸大学教務委員会改訂カリキュラム実施運営部会要項の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め（平成20年3月28日制定）の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 教務委員会委員 1名</p> <p>(2) <u>学士課程</u>を所掌する副学長が委嘱する教員</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成28年5月9日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 教務委員会委員 1名</p> <p>(2) <u>教育</u>を所掌する副学長が委嘱する教員</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会入試部会要項の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め（平成20年3月28日制定）の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p data-bbox="277 411 353 443">〔省略〕</p> <p data-bbox="228 507 353 539">(部会長等)</p> <p data-bbox="188 555 1124 635">第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第3条第1号の委員のうちから<u>修士課程</u>を所掌する副学長が指名し、副部会長は部会長が指名する。</p> <p data-bbox="277 702 353 734">〔省略〕</p> <p data-bbox="264 798 353 829"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="215 845 1079 925"><u>この規程は、平成28年5月9日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p data-bbox="1240 411 1317 443">〔省略〕</p> <p data-bbox="1191 507 1317 539">(部会長等)</p> <p data-bbox="1151 555 2087 635">第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は第3条第1号の委員のうちから<u>入試</u>を所掌する副学長が指名し、副部会長は部会長が指名する。</p> <p data-bbox="1240 702 1317 734">〔省略〕</p>